

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第7号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成25年12月11日（水） 13時50分ごろ
発生場所	広島県瀬戸田港 広島県尾道市所在の高根大橋橋梁灯（C1灯）から真方位169° 330m付近 （概位 北緯34°18.3′ 東経133°05.0′）
事故等調査の経過	平成26年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ジュゴン、19トン
船舶番号、船舶所有者等	273-3477広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾防舷材台座を破損 棧橋 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、乗客15人を乗せ、瀬戸田港の瀬戸田棧橋（以下「本件棧橋」という。）に左舷着けするため、船長が、操縦席で操船に当たり、甲板員を船尾に配置し、約5ノット（kn）の対地速力で本件棧橋に接近中、南西からの潮の流れを強く感じ、船首が本件棧橋に寄せられると思い、強めに後進をかけたところ、平成25年12月11日13時50分ごろ左舷船尾部が本件棧橋に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 北流約1kn
その他の事項	本船は、本事故当時、船長が船内マイクで注意喚起を行い、乗客は、全員が座席に腰を掛けていた。 本船は、着棧する際、本件棧橋に平行にするために後進をかけて船首を右に振る操船を行い、船尾から本件棧橋に係船索を取る手順としていた。 船長は、本船が着棧する際に近くを航行していた他船の引き波の影響を受け、船尾が本件棧橋に強く当たったと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり

判明した事項の解析	本船は瀬戸田港の本件棧橋に着棧作業中、船長が、船首が本件棧橋に寄せられると思い、後進をかけたことから、左舷船尾部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が瀬戸田港の本件棧橋に着棧作業中、船長が、船首が本件棧橋に寄せられると思い、後進をかけたため、左舷船尾部が本件棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。